

令和3年度 一般廃棄物処理基本計画 事業取組

【資料1】

基本施策 1. 連携の推進							
施策 (1) 市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	環境啓発イベント等への参加・出展による団体間交流の場の提供	環境政策課	環境啓発イベントにおいて参加・出席団体が相互にコミュニケーションを図れる場を提供しながら、各主体の活動の活性化や団体間交流の促進を図る。	クリーンセンターで開催されるエコマルシェ等と連携した環境啓発イベントを検討する。環境フェスタは、リアル・オンラインとの併用を検討する。	実施	むさしの環境フェスタに代わり、第1回むさしのエコ・チャレンジ内において、環境活動団体の出展を実施し、参加団体の活動及び交流の場を提供した。また、むさしのエコreゾート内展示において、環境活動団体のパネル展示を実施。各団体の取組みの紹介を継続的に実施した。	クリーンセンターで開催されるエコマルシェ等と連携した環境啓発イベントの実施及び、夏季にはむさしのエコreゾートで「サマーフェスタ(仮)」を実施し、団体によるワークショップなど、活動の場の提供を検討する。また、第2回むさしのエコ・チャレンジ内における団体の出展も実施予定。
②	事業者・事業者団体等と連携した啓発事業の実施	ごみ減量推進係	市民団体・市がごみに関する情報を共有し、役割分担をしながら連携を推進することで、柔軟かつ効果的な施策を実施する。	ごみ減量啓発やマイバッグキャンペーンなどを実施する。	実施	10月1日から10月31日まで市内路線バス・公共施設にポスターを掲示、三鷹駅と武蔵境駅の構内に横断幕を設置、アトレ吉祥寺店と紀ノ国屋吉祥寺店において啓発展示や動画上映を実施した。また、協定事業者11社にポスター掲示、市内コンビニのレジ台にオリジナルのスタンドポップの掲出をお願いした。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、店頭での啓発物品の配布活動は中止した。	引き続きごみ減量啓発やマイバッグキャンペーンなどを実施。
③	クリーンむさしのを推進する会をはじめとする市民団体との協働を推進	ごみ減量推進係	市民団体の特性を生かした市との協働事業実施と事業への参加を通じた周知・連携により、市民団体の活性化・育成を促す。	全市的な規模で組織された環境市民団体「クリーンむさしのを推進する会」に補助金を交付し、以前より行ってきた市民協働事業を委託実施する。また、レジ袋削減キャンペーンへの参加や、武蔵野環境フェスタ等イベントへの参加・交流を行うとともに、事業協働の一層の推進を行う。	実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、桜まつり・青空市は中止となったため、ごみの排出指導は中止となった。3R連続環境講座は一部オンラインを取り入れた内容に見直し実施した。武蔵野ごみニュースの配布、お茶わんリユースは一部縮小してクリーンむさしのに委託した。転入者向けごみ分別案内所の設置については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	従前より行ってきた事業を引き続き推進していく。
④	美化に係わるボランティア活動の推進とそれに資する仕組みや支援の在り方検討	ごみ減量推進係	市民団体の特性を生かし、まちの美化を推進する。	毎週日曜日の早朝に吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅の周辺において実施してきた朝一番隊事業は、新型コロナウイルス感染症の影響とまちの自主的な美化が推進されてきたことから、令和3年度以降廃止とする。	廃止	朝一番隊事業は令和3年度以降廃止とした。	※朝一番隊事業は令和3年度以降廃止とした。
基本施策 2. ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制							
施策 (1) 排出者責任の明確化(ごみ発生量の減量の徹底)							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	排出者に対してごみや資源物を減らす自主的な取組みが行われるよう啓発を行う	管理計画係/ごみ減量推進係	市民・事業者それぞれがごみの排出責任を持ち、行動することで、ごみの減量を推進する。	市民・事業者のそれぞれがごみや資源物を減らす取組みや行動をするように啓発活動を行う。	実施	ホームページや市報への情報掲載の他、啓発情報誌「ごみニュース」を年2回全戸配布した。また、情報発信ツールとして令和2年11月に武蔵野市公式LINEアカウントをリニューアルし(所管は秘書広報課)、ごみに関する機能を備えて運用した(「ごみアプリ」は令和3年3月31日をもって更新を終了)。	市民・事業者のそれぞれがごみや資源物を減らす取組みを行うように啓発活動を行う。
②	販売店に対して、不要となった紙パック・ペットボトル・トレイ・缶・電池・充電電池等の店頭回収を極力行うことと、発生抑制に努めるよう働きかける	ごみ減量推進係/管理計画係	市民・事業者それぞれがごみの排出責任を持ち、行動することで、ごみの減量を推進する。	紙パック・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を利用するよう市報等広報物で呼びかける。	実施	毎年更新、作成する広報・啓発冊子であるごみ便利帳及びごみカレンダーで、「食品トレイやペットボトルは店頭回収へ」という案内を行った。	紙パック・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を利用するよう市報等広報物で呼びかける。
③	ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取組みを推進するための支援や仕組みについて研究する	管理計画係/ごみ減量推進係	市民・事業者それぞれがごみの排出責任を持ち、行動することで、ごみの減量を推進する。	Ecoパートナー認定表彰基準の枠組の中で、事業者の店頭回収の取組に特化した顕彰を検討し、実施する。	検討	平成30年9月の「ごみ収集の在り方等検討委員会」報告書にある、店頭回収を行政収集を補完する取組みと位置づけ、これを顕彰し、その取組みを推進する方法を検討した。	資源物の店頭回収、自主回収について市内スーパー等及び新聞店に調査を行い、その結果を「リサイクル協力店」としてホームページ等に掲載するとともに、Ecoパートナー認定委員会に報告する。
④	都及び多摩地域の自治体と連携協力し、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方について国等へ働きかける	管理計画係	容器包装リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担の適正化。	容器包装リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方について、都予算編成要望等、機会を利用し国・都への働きかけを行う。	要望	都予算編成要望等において、容器包装リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方を見直し、製造販売業者に義務付けるよう、国へ法制度の見直しを働きかけた。	国等へ法制度の見直しを働きかける。
⑤	適正処理困難物の処理について、国等へ働きかけを行う	管理計画係	拡大生産者責任の徹底。	充電電池等の適正処理が困難な物の処理について、事業者や業界団体による回収体制の構築などを、都予算編成要望等、機会を利用し国・都への働きかけを行う。	要望	都予算編成要望等において、法制度を見直し、処理が困難な製品の事業者における回収を義務付けるよう、国へ働きかけた。	国等へ法制度の見直しを働きかける。

施策 (2)ごみと資源物の取り扱いの適正化							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	資源物の収集頻度の見直し【平成31(2019)年4月】	管理計画係	ごみの排出抑制や資源ごみの分別促進、及びごみ処理コストと環境負荷の低減を推進する。	平成31(2019)年4月より開始した資源物の一部隔週化以降も、安定的な収集を行う。	実施	令和2年度に収集頻度等変更による効果検証を行った。環境負荷の削減効果が認められるとともに中長期的なコスト抑制に資するものという考察がされた。	頻度変更後も安定的な収集を行う。
②	不燃ごみの収集頻度の見直し【平成31(2019)年4月】	管理計画係	ごみ処理コストと環境負荷の低減を図る。	平成31(2019)年4月より開始した資源物の一部隔週化以降も、安定的な収集を行う。	実施	令和2年度に収集頻度等変更による効果検証を行った。環境負荷への負の影響はほぼないとみられるという考察がされた。	頻度変更後も安定的な収集を行う。
③	ごみ処理の有料化の現状及び今後の方向性の検討	管理計画係	有料化による経済的インセンティブの導入により資源物を含めたごみ排出総量の抑制を図る。	※排出抑制のための有料化については検討済 取組状況のとおり	検討終了	「ごみ収集の在り方等検討委員会」においてプラスチック製容器包装の有料化の可能性について検討し、必ずしも有効な施策であるとは結論付けられなかった。平成29年度に市長への答申を行った。	※排出抑制のための有料化については検討済 取組状況のとおり
④	分別徹底の普及啓発	管理計画係	市民一人一日当たりのごみ排出抑制と、ごみとして排出される資源物の資源化の徹底による、最終処分場の延命を図る。	ホームページへの情報掲載、啓発用冊子・情報誌の作成と配布、ごみ分別案内所の開設、イベントでのごみ分別指導、施設見学等イベント開催や出前講座などを継続して行う。	実施	ホームページや市報への情報掲載の他、啓発情報誌「ごみニュース」を年2回全戸配布した。夏休みごみ探検隊の実施及びごみ分別案内所の開設は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	ホームページへの情報掲載、啓発用冊子の作成、配布。分別指導、施設見学等イベント開催や出前講座の継続。
⑤	環境負荷及びコストの両面から、ごみ減量への動機付けとなる啓発事業を実施	管理計画係	ごみの排出抑制の動機付けとする。	ごみ処理経費や処理に係る環境負荷等の必要な情報を、広報・情報媒体により分かりやすく提供するとともに、環境講座や出前授業、各種イベント時での啓発活動を行う。	実施	ホームページや市報への情報掲載の他、啓発情報誌「ごみニュース」の発行、「環境にやさしい買い物キャンペーン」等の事業を実施した。「3R環境講座」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	ごみ処理経費や処理に係る環境負荷等の必要な情報を、広報・情報媒体により分かりやすく提供するとともに、環境講座や出前授業、各種イベント時での啓発活動を行う。
⑥	不適正処理や不法投棄について、調査・把握と、必要に応じた防止の指導・徹底	管理計画係	ごみ排出ルールの徹底を図るとともに市民へ迅速な対応を行う。	緊急対応センターによる ・迅速な対応と丁寧な説明 ・不法投棄等への更なる指導と追跡調査の徹底	実施	不法投棄対応：255件 不法投棄禁止看板の貸し出し：31件(新規)	引き続き、適切な業務実施及び市内全域へのパトロールを強化する。
⑦	小型家電拠点回収等の実施	管理計画係	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等について、再資源化を促進する。	小型家電リサイクル法に基づき、市役所、市政センター及び一部コミュニティセンターでの小型家電の拠点回収を引き続き実施する。	実施	引き続き拠点回収を実施した(回収場所は合計20か所)。 令和3年度実績 2,122kg	引き続き拠点回収を実施する。

施策 (3)事業者としての市の率先的取組み

施策 (3)事業者としての市の率先的取組み							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	エコパートナー認定事業者の優良事業者と同等レベルの取組みの維持	ごみ減量推進係	市がごみの分別・減量資源化の徹底や発生抑制等をより一層取り組むことにより、市内事業者に模範として示し、取組みを促進する。	市は法令で定める廃棄物保管場所立入検査等の指導監督の主体であると同時に、条例で定める41箇所の多量排出事業者に該当するため、廃掃法第3条に基づき、発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する。	実施	市関連施設用のごみ分別一覧表に基づき、各課及び市関連施設において、ごみの分別と発生抑制に取り組んでいる。	引き続き、市は発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する。
②	新クリーンセンターをエネルギー供給センターと位置付け、近隣公共施設へエネルギーを供給するとともに、受け側の公共施設(市役所本庁舎・総合体育館)においても省エネ等の取組みを推進	クリーンセンター係	エネルギー(電気・蒸気)の需要と供給の最適化により、エネルギーの有効かつ効率的な活用を図る。	クリーンセンター年間最適化運転計画による焼却炉の稼働及びエネルギー需給管理を継続的に実施していく。さらに令和3年度より本格稼働した蓄電池システムの運用実績データを加え、令和4年度の年間最適化運転計画の立案を行う。	実施	CEMS(地域エネルギーマネジメントシステム)によるエネルギーの年間最適化運転計画の立案を行った。また導入した蓄電池システムで夜間電力の有効活用を開始した。市内小・中学校全18校への余剰電力の地産地消利用による電力託送(自己託送)の時間当たりの供給量を増やし、地産地消率の向上に努めた。	クリーンセンター年間最適化運転計画による焼却炉の稼働及びエネルギー需給管理を継続的に実施し、エネルギーの有効活用、地産地消率向上を研究する。

施策 (4)事業系一般廃棄物減量資源化の取組み

施策 (4)事業系一般廃棄物減量資源化の取組み							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	多量排出事業所への指導の継続	ごみ減量推進係	本市の事業系持込み量の排出原単位は多摩地区全体値を長年上回っていた。令和2年度は下回ったが、事業系持込ごみの減量・再利用を推進するため、立入検査を実施し指導啓発を行う。(R2多摩地区排出原単位：98.0g 武蔵野市：94.9g)	事業活動に伴い多量の廃棄物を排出する事業者(月間10t以上41箇所)に対し、法令で定める廃棄物管理責任者の選任及び再利用計画書の提出を求め、当該計画書の実施状況の確認と高水準の分別・減量資源化を求める立入検査(年間100回程度)を維持継続する。	実施	新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、中国の廃棄物禁輸措置の影響による事業系ごみ量の変化に対応しながら、高水準の分別・減量資源化を求める立入検査を維持継続した。	市内事業者数の変動、並びに景気及びリサイクル市場の動向に注視し、高水準の分別・減量資源化を求める立入検査を継続する。

No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
②	事業所への指導項目を、ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）認定表彰基準と整合させることでの指導の充実・強化と企業の環境行動への誘導	ごみ減量推進係	Ecoパートナー認定表彰基準と整合させた立入検査指導項目を活用し、さらなる減量資源化への誘導を行い、顕彰事業のグレードアップを図る。	Ecoパートナー認定表彰基準項目と整合した指導項目（①発生抑制 ②分別の徹底と適正処理 ③資源化への取組み ④環境への行動）により、事業者にごみの減量資源化を動機付け、より広範な取組みを求めている。	実施	当該立入検査指導項目により、立入検査において、高水準の分別・減量資源化を動機付ける指導啓発を行った。	当該立入検査指導項目により、立入検査において、高水準の分別・減量資源化を動機付ける指導啓発を継続する。
③	製造・流通事業者を含めた事業者によるプラスチック及び紙製容器包装等の自主回収及び廃棄物の発生抑制の促進のための、市による働きかけ	ごみ減量推進係	製造・流通事業者の拡大生産者責任の徹底。	多量排出事業者の立入検査等において、当該指導項目「発生抑制」に加えて「資源化への取組」においても、容器包装等の店頭回収を促す。	実施	立入検査等において、高水準の分別・減量資源化の他、処理コストの低減等の取組み例を示し、事業者の発生抑制に重点を置いた指導啓発を行った。	立入検査等において、高水準の分別・減量資源化の他、事業者の発生抑制に重点を置いた指導啓発を行う。

基本施策 3. 普及啓発の充実・拡充

施策（1）わかりやすい啓発活動

No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	夏休みごみ探検隊	管理計画係	子供たちがごみの減量・ごみと環境との関わり・自然環境保全に対する認識を深める。	令和3年8月23日に実施予定。感染拡大防止策を取り、募集人数を半分の35名程度とする。 ・武蔵野クリーンセンター見学 ・風の子太陽の子広場で自然観察体験 ・二ツ塚最終処分場見学 ・谷戸沢処分場跡見学	中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	令和4年8月24日に実施予定。感染拡大防止策を取り、募集人数を半分の35名程度とする。 ・武蔵野クリーンセンター見学 ・風の子太陽の子広場で自然観察体験 ・二ツ塚最終処分場見学 ・谷戸沢処分場跡見学
②	3R環境啓発講座	管理計画係/ ごみ減量推進係	ごみの発生抑制・排出抑制の促進や新処理施設の啓発を図る。	体験を通じて3Rや食品ロスについて楽しみながら学ぶことのできるものとして、対象を意識し、各主体の日々の取組みのきっかけとなる講座を継続して実施する。	一部実施	3R環境啓発講座を以下のとおり開催。 「生ごみは宝！たい肥にしてごみを減らそう」 （全2回連続講座）（受講者数13名） ※単発講座「乾電池を作ろう ～電池リサイクルの必要性～」は、まん延防止等重点措置の期間延長により中止	対象を意識し、日々の取組みのきっかけとなるような環境啓発講座を行う。 新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しながら講座を開催予定。
③	市民協働による排出指導の推進	管理計画係/ ごみ減量推進係	市民一人一人に、武蔵野市のごみの特徴、排出抑制・分別、資源化について理解を求める。	出前講座や啓発資料、イベント等を利用しながら、市民にごみの分別・減量に関して協力を求める。	実施	・武蔵野ごみニュースを配布した。 ・イベントごみ用品の貸出し時に、ごみの排出抑制・資源化・分別方法を指導した。	引き続き、ごみ発生抑制実現のためにイベント等を通じ実施していく。
④	（むさしの）環境フェスタ	環境政策課	市民団体・事業者・教育機関・行政の環境に関する取組みを市民に広く啓発することにより、市民一人ひとりの環境配慮行動を推進する一助とする。	市民団体や事業者、行政が出展者となり、各主体の活動内容やその他環境に関する展示、体験教室などを行うことで、幅広い層に向けた環境啓発イベントを開催する。	実施	むさしのエコレポートのワクチン接種会場としての利用を踏まえ、市内の駅周辺の商業施設等を利用した出張展示及びイベントを実施した。また、前年度に引き続きオンラインを活用し、市内の環境活動団体・企業へ若年層がインタビューした記事を掲載した。	むさしのエコレポート、クリーンセンターを中心とした実施を検討しつつ、リアル・オンラインとの併用などを検討する。
⑤	包装の簡易化やマイバッグ活動の意義・取組みを、市民・事業者へ啓発	ごみ減量推進係/管理計画係	包装の簡易化やマイバッグ活動、食品ロス削減等により、資源の有効活用、環境への影響の理解を求める。	スーパーの店頭などで環境にやさしいキャンペーンを実施する他、包装の簡素化、マイバッグ持参活動など資源の有効活用を市報、ホームページ、ごみニュースなどで広報・啓発を行う。	実施	ホームページや市報への情報掲載の他、啓発情報誌「ごみニュース」を年2回全戸配布した。 環境にやさしい買い物キャンペーンを10月に実施し、商店街へのフラッグ掲示やアトレ吉祥寺内での啓発展示などを行った。	市報、ホームページ、ごみニュース、商店街フラッグや店頭でのキャンペーンなどで広報・啓発を行う。
⑥	マイクロプラスチック問題への対応	管理計画係/ ごみ減量推進係	包装の簡易化やマイバッグ活動、食品ロス削減等により、資源の有効活用、環境への影響の理解を求める。	※上記 基本施策3. 施策(1)⑤のとおり	実施	※上記 基本施策3. 施策(1)⑤のとおり	※上記 基本施策3. 施策(1)⑤のとおり
⑦	環境にやさしい買い物キャンペーン	管理計画係/ ごみ減量推進係	包装の簡易化やマイバッグ活動、食品ロス削減等により、資源の有効活用、環境への影響の理解を求める。	※上記 基本施策3. 施策(1)⑤のとおり	実施	※上記 基本施策3. 施策(1)⑤のとおり	※上記 基本施策3. 施策(1)⑤のとおり
⑧	マイボトル・マイカップキャンペーン	環境政策課	市民団体や企業が実施するマイボトル・マイカップの取組みの側面的な支援を行うことにより、市民等へわかりやすい啓発を行う。	環境啓発の一環として、（一財）武蔵野市開発公社と連携し、後援名義の使用の承認等により、市民団体等が実施するマイボトル・マイカップキャンペーンの側面支援を実施する。	実施せず	市民団体や企業から市へ、側面的支援の申し出がなかった。市への事業協力依頼がなかったため、実施しなかった。	海洋プラスチック問題などの社会動向を注視しながら、継続的な支援を行う。

No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
⑨	食品ロス対策	管理計画係	エコスタイルとして家庭でもできることでごみ減量を図る。	3R環境講座やイベント等において、食品ロスに対する周知啓発を行う。 フードバンク活動団体支援事業として、食料を保管する保冷庫等をむさしのエコreゾートに設置する。	実施	国や全国食べきり運動ネットワークの先進的な事業を参考にした。「てまえどりPOP」を独自に作成し、市内15事業者に配布した。また、オンライン開催となった環境フェスタ・食育フェスタにおいて、食品ロスをテーマとした啓発動画を公開した。	市民への啓発や市内事業者と連携した事業展開を検討する。 フードシェアリングサービス運営事業者と連携協定を締結する。

施策(2)情報提供の推進

No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	市報、市ホームページの内容の検討	管理計画係	市民や事業者に対しごみ・環境に関して広報・啓発する。	ごみの分別収集徹底を推進するため、ホームページアンケートの結果等を踏まえて、より市民・事業者理解しやすい内容となるよう引き続き随時更新・見直しを行っていく。	実施	よりわかりやすくなるように、ホームページの記載内容やLINEのごみに関する情報の整理を行った。	ホームページアンケートの結果等を踏まえて、引き続き随時更新・見直しを行っていく。
②	ごみアプリの運用	管理計画係	これまでは紙媒体などで一世帯に一枚の情報発信だったが、アプリで一人ひとり(特に市外からの学生・社会人)に情報を発信し、ごみ分別・減量を図る。	LINE公式アカウントを活用し、情報発信を行う。	運用終了	ごみアプリは、令和3年3月31日をもって更新を終了した。令和2年11月にリニューアルし、ごみに関する機能を備えた武蔵野市公式LINEアカウントを活用し、情報発信を行った。	LINE公式アカウントを活用し、情報発信を行う。
③	ごみニュース	管理計画係	現在のごみの状態を把握し、一人ひとりが意識を持ってごみ減量を図る。	ごみの減量や分別など、ごみの現状、ごみに関するトピックス等を盛り込んだ情報誌を年2回(9～10月、2～3月)に発行し、全戸配布する。	実施	令和3年10月にvol.27、4年2月にvol.28を発行した。	年2回ごみニュースを発行する。
④	ごみ便利帳の内容の充実	管理計画係	市民、転入者や学生など、正しい分別やリユースを徹底しごみ減量を図る。	ごみ分別表の品目の追加や更新など、情報を毎年度適宜見直し、わかりやすい内容にして発行する。	実施	紙面構成・情報を適宜更新して発行した。	ごみの収集方法に合わせて、内容の修正を行う。
⑤	ごみカレンダー	管理計画係	平成31年4月からのごみの収集頻度等変更後も、分別等の徹底を継続できるよう情報発信する。	地区ごとに作成し、ごみの収集日をわかりやすく表示する。レイアウトや情報の検討及び更新を行い、毎年度作成・全戸配布する。	実施	令和4年度カレンダーを作成し、2月中に全戸配布した。	令和5年度カレンダーを適時・適切に作成し、全戸配布する。
⑥	ごみ処理コスト、環境負荷の周知	管理計画係	ごみ処理コストや環境負荷の現状について市民の理解を通じてごみ減量を図る。	ごみ処理にかかる費用や環境負荷について、市報、市ホームページ、ごみニュースなどにわかりやすく掲載する。	実施	収集品目ごとのごみ処理コストについて、「令和3年版事業概要」に掲載した。	引き続き、市報、市ホームページ、ごみニュースなどにわかりやすく掲載する。
⑦	ごみの行方、最終処分場の広報	管理計画係	ごみの行方や最終処分場の現状を知ってもらいごみ減量を図る。	資源物を含めたごみの行方や最終処分場の現状について、市報、市ホームページ、ごみニュースなどにわかりやすく掲載する。	実施	市報、市ホームページ、ごみニュースなどでの広報を実施した。	引き続き、市報、市ホームページ、ごみニュースなどにわかりやすく掲載する。

施策(3)環境学習

No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	副読本をごみや環境問題に関する社会情勢の変化に合わせて改訂(副読本等を利用した環境教育の実施)	管理計画係	子どもたちが、ごみ問題を自分の問題として考えるきっかけとし、環境に配慮した生活を行うようになること。	平成23年の副読本作成後、社会状況の変化に合わせた改訂を検討しているが、現時点で改訂は予定しない。	改訂せず	※改訂せず	※改訂の予定なし
②	ゲストティーチャー(出前講座)の実施	管理計画係/ごみ減量推進係	市民一人一人に、武蔵野市のごみの特徴、排出抑制・分別、資源化について理解を求める。	地域集会や団体等の集まり、イベントごみ用品の貸出しの機会を使い、武蔵野市のごみの特徴やごみの排出抑制・資源化・分別方法を説明し、理解を求める。	実施せず	地域住民や団体等からの依頼がなかったため、実施しなかった。	従来に加えて学校教育における環境学習のメニューの検討を行う。
③	小学4年生のクリーンセンター社会科見学を契機に、次の世代への環境学習を実施	クリーンセンター係/環境政策課	小学生の環境学習の一環として小学生から環境の大切さ、ごみの処理の流れの理解を深める。	市内公立及び私立小学校4年生のクリーンセンター見学時にごみの行方等について説明を行う。また、むさしのエコreゾートと連携して実施する。	実施	市内公立4校(第二、第五、大野田、千川)及び市内私立2校(成蹊、武蔵野東)の小学校4年生のクリーンセンター見学時にクリーンセンターの役割やごみの行方の説明を実施した。また、むさしのエコreゾートの開館に伴い、両施設で連携して見学を実施した。	継続して、市内公立及び私立小学校4年生のクリーンセンター見学時にごみの行方等について説明を行う。また、むさしのエコreゾートと連携して実施する。
④	エコプラザ(仮称)におけるSDGsの達成に貢献する啓発事業の実施	環境政策課	市民一人一人が、環境に配慮した生活を行うことができる。	環境分野の側面からSDGsの達成に貢献する事業として、各種講座及びイベントを実施する。SDGsの周知啓発のための市民参加型展示を検討する。	実施	<ul style="list-style-type: none"> ■環境の学校連続講座：全5回開催 ■環境の学校Greenプロジェクト：全4回開催 ■環境の学校PRプロジェクト：フリーペーパー作成 ■緑のカーテン事業：151世帯からレポート提出 ■市民提案型環境啓発事業費補助事業：2事業採択 ■SDGs展示(講座受講生有志による作成支援あり)：エコreゾート館内で実施 	引き続き各種講座・イベント等を実施する。また、SDGsの周知啓発のための市民参加型展示について、エコreゾートのサポーター等との連携を検討する。

施策 (4) 優良事業者への表彰制度の推進							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	ごみ減量資源化推進事業者 (Ecoパートナー) 認定表彰事業の推進	ごみ減量推進係	事業者の環境活動に対する意識を高めるとともに、ごみの減量資源化・発生抑制を更に促進させる。	立入検査等において、認定表彰が事業者の更なるごみの減量資源化・発生抑制の動機付けとなるよう啓発を行う。 商店会連合会役員等を含めた第三者委員会 (Ecoパートナー認定表彰委員会) を開催し、認定表彰事業者を決定する。	実施	立入検査等によって認定表彰推薦事業者を選出し、商店会連合会役員等を含めた第三者委員会 (Ecoパートナー認定表彰委員会) を開催し、29認定表彰事業者を決定した。	立入検査等において、認定表彰が事業者の更なるごみの減量資源化・発生抑制の動機付けとなるよう啓発を行う。 商店会連合会役員等を含めた第三者委員会 (Ecoパートナー認定表彰委員会) を開催し、認定表彰事業者を決定する。
②	事業所への指導項目をEcoパートナー表彰事業の項目と整合させ、併せて当該事業の周知と環境行動への誘導	ごみ減量推進係	Ecoパートナー認定表彰基準と整合させた立入検査指導項目を活用し、さらなる減量資源化への誘導を行う。	【再掲：基本施策2. 施策(4)②】 Ecoパートナー認定表彰基準項目と整合した指導項目により、事業者にごみの減量資源化を動機付け、より広範な取組を求めている。	実施	当該立入検査指導項目により、立入検査において、高水準の分別・減量資源化を動機付ける指導啓発を行った。	当該立入検査指導項目により、立入検査において、高水準の分別・減量資源化を動機付ける指導啓発を継続する。
③	店頭回収や新聞販売店の自主回収に対する支援制度についての検討	管理計画係/ごみ減量推進係	事業者の環境活動に対する意識を高めるとともに、ごみの減量資源化・発生抑制を更に促進させる。	Ecoパートナー認定表彰基準の枠組の中で、事業者の店頭回収の取組に特化した顕彰を検討し、実施する。	検討	店頭回収や新聞販売店の自主回収について、対象事業者を支援するような方法を検討した。	【再掲：基本施策2. 施策(1)③】 資源物の店頭回収、自主回収について市内スーパー等及び新聞店に調査を行い、その結果を「リサイクル協力店」としてHP等に掲載するとともに、Ecoパートナー認定委員会に報告する。

基本施策 4. ごみ処理の効率化・環境負荷の低減

施策 (1) ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減

No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	資源ごみの収集頻度の見直し 【平成31 (2019) 年 4 月】	管理計画係	ごみの排出抑制や資源ごみの分別促進、及びごみ処理コストと環境負荷の低減を図る。	【再掲：基本施策2. 施策(2)①】	実施	【再掲：基本施策2. 施策(2)①】	【再掲：基本施策2. 施策(2)①】
②	不燃ごみの収集頻度の見直し 【平成31 (2019) 年 4 月】	管理計画係	ごみ処理コストと環境負荷の低減を図る。	【再掲：基本施策2. 施策(2)②】	実施	【再掲：基本施策2. 施策(2)②】	【再掲：基本施策2. 施策(2)②】
③	資源ごみの処理方法、処理施設の調査研究・検討	管理計画係	資源物の処理に係るコストの削減と環境負荷の低減のため、広域処理による資源物処理の可能性について検討する。	資源物処理施設の広域連携の可能性について検討する。	検討	資源物処理施設の広域連携の可能性について研究を継続する。	広域連携については、一自治体で成し得る事業ではないため、引き続き他自治体等と情報収集等を行い、検討を進める。
④	ライフサイクルアセスメントの観点を取り入れた合理的な収集運搬体制の検討	管理計画係	トータルでの環境負荷の低減及び事業の効率化を図る。	※基本施策4. 施策(2)③や施策(4)⑥のとおり	検討	※基本施策4. 施策(2)③や施策(4)⑥のとおり	※基本施策4. 施策(2)③や施策(4)⑥のとおり
⑤	クリーンセンターの効率的な運営	クリーンセンター係	施設の効率的な運営を継続することで、ごみ処理経費の削減を図る。	維持管理会議及び運営モニタリング会議(第三者による支援及び専門家による技術支援)を継続し、効率的かつ最適な運営を継続する。	実施	クリーンセンターの効率的かつ最適な運営の実現のため、市と運営事業者において、維持管理会議(毎月)、運営モニタリング会議を四半期毎に開催した。	維持管理会議及び運営モニタリング会議を継続し、効率的かつ最適な運営を継続する。
⑥	ごみ処理経費の抑制	管理計画係	ごみの発生、排出抑制の徹底と資源化の推進を行う。また常に見直し経済性の向上を図る。	ごみ処理経費とその内訳をわかりやすい内容で周知するなどごみの発生・排出抑制を徹底し、ごみ処理経費の軽減に努める。	実施	令和2年度のごみ処理経費(①収集②運搬③中間処理④最終処分等)は総額で約27億7千万円であった。このことについて、「令和3年版事業概要」にて周知を行った。	ごみ処理経費とその内訳をわかりやすい内容で周知するなどごみの発生・排出抑制を徹底し、ごみ処理経費の軽減に努める。

施策 (2) 容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底

No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	資源物の回収	管理計画係	ペットボトルとプラスチック製容器包装を分別収集することで、ごみの発生抑制と最終処分場の有効利用を図る。	古紙・古着・びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を継続実施するとともに、市民への分別周知に努める。 枝木・草葉の資源回収について継続実施する。	実施	古紙・古着・プラスチック製容器包装を週1回、びん・缶・ペットボトルを隔週の収集日とし、燃やすごみ・燃やさないごみの収集日とは別の曜日に収集した。 また市報やごみカレンダーにて、ペットボトルとキャップ・ラベルの分別など、排出時の分別方法についての記事を掲載して周知した。	引き続き、資源化率を高められるよう、市民への分別周知に努める。 枝木・草葉の収集においては、資源回収を周知して極力資源化に努める。

No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
②	適正な分別についての啓発	管理計画係	廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を推進する。	ごみ便利帳、ごみニュース、市報記事、市ホームページ等により、プラスチック製容器包装の適正な分別の啓発活動を行う。	実施	ホームページや市報への情報掲載の他、啓発情報誌「ごみニュース」を年2回全戸配布した。令和2年度に公開したリチウムイオン電池の分別啓発動画の続編(約3分)を作成し、Youtube及び市HPで公開した。	ごみ便利帳、ごみニュース、市報記事、市ホームページ等により、適正な分別の啓発活動を行う。
③	トータル環境負荷低減、マイクロプラスチック問題への対応という見地から、合理的な収集・処理方法について継続的検討	管理計画係	サーマルリサイクルの可能性を検討することなどによって、埋立処分となる廃棄物の減量と、埋立処分場の延命を図る。	焼却処理をする際に発生する熱エネルギーを回収・利用するサーマルリサイクルの可能性について、多角的な視点から検討を行う。	検討	サーマルリサイクルの可能性については、法制度の動向等の情報収集により検討を行った。	ライフサイクルコストの視点を取り入れ、トータルとして環境負荷低減を目指すため、サーマルリサイクルの可能性について、多角的な視点から検討を行う。
④	国等への要望	管理計画係	容器包装リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担の適正化を図る。	【2.(1)④再掲】	要望	【2.(1)④再掲】	【2.(1)④再掲】

施策(3)小型家電リサイクルの検討

No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	ピックアップ回収の継続(都市鉱山事業)	クリーンセンター係	不燃・粗大ごみから希少金属などの資源回収を図る。	小型廃家電製品ピックアップ回収及び小型家電拠点回収による解体作業において、電動機類・基板類・コード類に区別し、専門工場希少金属の資源化を継続する。また、小型充電式電池の分別、専門工場による再資源化を継続する。	実施	小型廃家電製品ピックアップ回収及び小型家電拠点回収による解体作業を行い、電動機類・基板類・コード類に区別し、専門工場希少金属の資源化を実施した。また、小型充電式電池を分別し、専門工場による再資源化を実施した。	小型廃家電製品ピックアップ回収及び小型家電拠点回収による解体作業において、電動機類・基板類・コード類に区別し、専門工場希少金属の資源化を継続する。また、小型充電式電池の分別、専門工場による再資源化を継続する。
②	イベント回収の実施	管理計画係	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等について、再資源化を促進する。	廃プラスチックの市況悪化や、拠点回収が代替手段として確保されてきたことにより、一定の役割を果たしたと考えられるため、事業を終了し、拠点回収を継続して行う。	事業終了	※令和元年度のイベント回収をもって事業終了	イベントによる小型家電回収は実施せず、拠点回収を継続して行う。
③	小型家電拠点回収等の実施	管理計画係	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等について、再資源化を促進する。	【再掲：基本施策2. 施策(2)⑦】	実施	【再掲：基本施策2. 施策(2)⑦】	【再掲：基本施策2. 施策(2)⑦】

施策(4)生ごみ・剪定枝・落ち葉等資源化処理の取り扱い

No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	各主体に対して生ごみ等の減量・資源化の自主的な取組みの啓発・推進	管理計画係/ごみ減量推進係	市民・事業者等の様々な主体の取組みにより、生ごみ等・剪定枝葉などの減量・資源化を図る。	市民には、市民団体クリーンむさしのを推進する会を通じ生ごみたい肥化の啓発と3R連続環境講座を実施する。また対象を意識し、日々の取組みのきっかけとなるような、単発の3R環境啓発講座を行う。多量排出事業者へは立ち入り検査や聞き取り調査を通して資源化の推進を進める。家庭の剪定枝葉は引き続き特別回収による資源化を実施。	実施	連続講座「生ごみは宝!たい肥にしてごみを減らそう」(全2回、受講者数13名)を実施。※単発講座「聞いてわかる、作って楽しむ電池の仕組み」は中止。多量排出事業者へは立ち入り検査や聞き取り調査を通して資源化の推進を進めた。家庭の剪定枝葉は引き続き特別回収による資源化を実施した(回収198トン)。	市民にはクリーンむさしのを通じた生ごみたい肥化の啓発を行う。また単発の環境講座を実施する。多量排出事業者へは立ち入り検査や聞き取り調査を通して資源化の推進を進める。家庭の剪定枝葉は引き続き特別回収による資源化を実施する。
②	(生ごみ等の減量・資源化について)各主体の自主的な取組みを推進するための支援や仕組みについての研究	管理計画係/ごみ減量推進係	生ごみ等の減量・資源化の推進。	生ごみの資源化・減量についての情報提供・啓発を行うとともに、様々な手法についての研究を継続する。	啓発の実施	イベント等で啓発パネル等を利用しながら食品ロス削減について呼びかける。生ごみをたい肥化することによってごみ減量へと繋がるということを周知する3R連続環境講座は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	生ごみの資源化・減量についての情報提供・啓発を行うとともに、様々な手法についての研究を継続する。
③	事業者に対する生ごみ減量資源化指導の拡充	ごみ減量推進係	持込ごみの4~5割を占める生ごみの減量資源化を推進する。	事業系持込ごみの食品残渣分について、立入検査等において生ごみ資源化未実施の事業者に対し指導啓発を行う。	実施	立入検査等において、生ごみ資源化未実施の事業者に対して、具体的な処理のルートや資源化を実施した際のコストメリット等を説明し、指導啓発を行った。	立入検査等において、引き続き生ごみ資源化未実施の事業者に対して指導啓発を行う。
④	生ごみ堆肥化等家庭で可能な取組みの紹介等をわかりやすく行う環境教育の充実	ごみ減量推進係	取組みの紹介等をわかりやすく行う環境教育により、ごみの減量と資源循環の意識づけを図る。	※上記 基本施策4. 施策(4)①のとおり	実施	※上記 基本施策4. 施策(4)①のとおり	※上記 基本施策4. 施策(4)①のとおり
⑤	将来的な広域連携による生ごみ資源化の研究	管理計画係	生ごみの資源化施設建設等、一市単独での事業化が不可能な分野について他自治体との広域連携の可能性を探る。	他自治体等の情報を収集しながら研究を行う。	研究	広域連携による生ごみ資源化の可能性についてH30年度まで研究を行うも、現段階では近隣市との広域連携による生ごみ資源化の有効な方法は見出せなかった。	他自治体等の情報を収集しながら引き続き研究を行う。
⑥	剪定枝の資源化の在り方の検討	管理計画係/ごみ減量推進係	環境負荷など多角的視点から検証しつつ、サーマルリサイクルの可能性を検討する。	剪定枝葉の資源化について、サーマルリサイクルの可能性について多角的な視点から検討を行う。	検討	サーマルリサイクルの可能性について情報収集により検討を行った。	ライフサイクルコストの視点を取り入れ、総合的な環境負荷低減を目指すため、引き続き検討を行う。

施策 (5) 集団回収のあり方の検討							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	集団回収制度の望ましい在り方、内容の見直しの検討	管理計画係/ ごみ減量 推進係	集合住宅型と地域活動型団体との活動スタイルの違いによる補助金金額の適正化を含めて、今後の集団回収の課題を整理し改善する。市民自身による資源物の集団回収による資源化を推進する。	集団回収事業を継続し、市民自身による資源物の集団回収による資源化を推進する。資源物の集団回収を支援するための補助金単価等について、令和3年度以降、団体補助金の単価を1キロ10円から8円に減額する。団体事務費補助については廃止する。業者には引き続き1キロにつき2円の補助金を交付する。	検討	集団回収の団体補助金と団体事務費について、令和3年度から下記のとおり減額した。 ・1キロ10円→1キロ8円 ・団体事務費 1団体4,000円→廃止 回収団体 188団体、19,797世帯（令和2年度189団体、19,749世帯）アルミ缶を除き回収量が減少し、全体では前年度より約4%減少した。	引き続き、団体補助金の単価を1キロ8円で交付。ごみ市民会議を通して望ましい集団回収のあり方について検討し、一般廃棄物処理基本計画に反映する。

施策 (6) 拠点回収のあり方の検討							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	牛乳パックの回収	ごみ減量 推進係	牛乳パックに代表される紙パックは良質な紙資源であり、これを回収・資源化することはごみ減量に資する。	コミセン・市役所・市政センターに設置した回収ボックスにより、牛乳パックの拠点回収を行う。アルミ箔が内側に貼ってある紙パックも回収可能であることを広く周知する。	実施	令和2年度の委託業者による紙パック拠点回収 19,120kg【令和元年度参考】22,300kg	引き続き、紙パックの拠点回収を行う。
②	家庭から出た廃食用油の回収	ごみ減量 推進係	車やバスのバイオディーゼル燃料（BDF）や石けん等に再生することにより、資源の有効活用を図る。	廃食用油の拠点回収方式での回収は、既存の業者の撤退により、令和3年度以降は廃止する。	廃止	※令和3年度以降は廃止とする。	※令和3年度以降廃止
③	年賀はがきの回収	ごみ減量 推進係	年賀はがきに代表されるはがきは良質な紙資源であり、これを回収・資源化することはごみ減量に資する。また、当事業への参加を通して市民の意識の向上、啓発を図る。	1月中旬～2月初旬に、市内郵便局、コミセン、市役所、市政センターの計38ヶ所に回収ボックスを設置し、不要な年賀はがきを投函してもらう。事業の継続性・費用対効果・市民への啓発効果を踏まえ、例年と同時期に同内容で実施する。	実施	令和4年1月16日（日）～2月13日（日）、38カ所を実施。回収量は780kg（約312,000枚/1kg400枚で換算）【令和2年度参考】回収量は1,160kg（約464,000枚/1kg400枚で換算）。また、郵便局自主回収依頼も昨年に引き続き文書と口頭で行った。	引き続き、年賀状の回収を行う。また、郵便局自主回収実施に向けて提案交渉を継続する。
④	店頭回収や新聞販売店の自主回収の支援制度の構築（拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収の促進）	管理計画係/ ごみ減量 推進係	自主回収の拡充による、行政収集量の削減。役割分担の明確化によるごみ減量と資源化、資源の有効活用を図る。	【再掲：基本施策3. 施策(4)③】	検討	【再掲：基本施策3. 施策(4)③】	【再掲：基本施策3. 施策(4)③】

基本施策 5. クリーンセンターの運営

施策 (1) 新処理施設の安全・安心・安定稼働							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	クリーンセンターの安全・安心・安定した稼働	クリーン センター係	詳細は②～④のとおり				
②	市による業務責任者の配置による管理、及び、運営事業者によるセルフモニタリングの実施	クリーン センター係	業務責任者（技術管理者）を配置し、業務責任者の管理のもとに、適正な施設運営を維持継続する。またセルフモニタリング結果など適正な施設運営を確認していく。	市の業務責任者による運営事業者のセルフモニタリングの実施状況の確認を行う。	実施	業務責任者を配置し、運営事業者によるセルフモニタリングの実施状況について確認した。	市の業務責任者による運営事業者のセルフモニタリングの実施状況の確認を継続する。
③	市による運営事業者に対する運営管理の要求水準書等に基づく指導・監督	クリーン センター係	市の指導・監督により、適正な施設運営を維持継続し、安全かつ安定的なごみ処理事業の継続を図る。	運営モニタリング会議(第三者による支援及び専門家による技術支援)を継続し、要求水準事項の適正な履行に関する指導・監督を実施する。	実施	運営モニタリング会議四半期毎を開催。要求水準事項の適正な履行に関する指導・監督を行った。	運営モニタリング会議を継続し、要求水準事項の適正な履行に関する指導・監督を継続する。
④	施設の運営管理について、市から運営協議会に報告	クリーン センター係	クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議し、地域住民と市の相互理解を深める。	年6回の運営協議会を開催し、クリーンセンターの運営等に関する市と地域住民との相互理解を行う。 ※必要に応じて臨時に運営協議会を開催する。	実施	クリーンセンターの運営状況等に関して運営協議会を6回、臨時会1回を開催。また、広報誌(運協だより)2回発行し、クリーンセンターの運営等に関する相互理解を行った。	年6回の運営協議会を開催し、クリーンセンターの運営等に関する市と地域住民との相互理解を行う。 ※必要に応じて臨時に運営協議会を開催する。

施策 (2) エネルギー供給システムの構築							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	エネルギー供給センターとしての新施設の建設にあたっての合理的なエネルギー供給手法の構築	クリーンセンター係	新施設稼働後に地域一体となった省エネルギー、CO2排出量削減、エネルギー安定供給を図る。	蓄電池システム・BEMSとCEMSを連系させ、最適なエネルギー需給及び蓄電池システムの充放電管理が実現するクリーンセンターの年間最適化運転計画の立案を進めていく。	検討	クリーンセンター焼却炉運転データ・近隣公共施設のエネルギー需要量等の基礎データ蓄積のうえ、クリーンセンターの年間最適化運転計画の立案を進めた。	蓄電池システム・BEMSとCEMSを連系させ、最適なエネルギー需給及び蓄電池システムの充放電管理が実現するクリーンセンターの年間最適化運転計画の立案を進めていく。
②	エネルギー管理計画に基づく組織設置とエネルギーの効率的利用	クリーンセンター係	地域一体となったエネルギーの有効かつ効率的な利用を図る。	CEMS最適化運用調整会議を継続的に開催し、エネルギーの有効かつ効率的な利用の検討を行う。	実施	エネルギーの有効かつ効率的な利用を推進するため、「CEMS最適化運用調整会議」を開催し、エネルギーの有効かつ効率的な利用の検討を行った。	CEMS最適化運用調整会議を継続的に開催し、エネルギーの有効かつ効率的な利用の検討を行う。

施策 (3) 環境啓発施設の整備							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	令和2(2020)年度、環境啓発施設「エコプラザ(仮称)」の設置	環境政策課	市民一人ひとりや事業者等の自発的で主体的な環境配慮行動の促進。	環境啓発施設運営会議で施設の前年度について評価を行う。エコレポート連携会議は施設を介した繋がりや広がりを継続していくネットワーク会議へ移行していく。また、施設の貸出を実施し、施設の運営の補助や環境啓発プログラムなどを担うサポーターを募集することで、地域やまちに根ざした施設運営を進める。	実施	環境啓発施設運営会議を6回、エコレポート連携会議を2回(書面開催1回、WEB及び集合開催のハイブリッド開催1回)開催した。また、新型コロナウイルスワクチン接種会場として施設使用のため、施設貸出及びサポーター募集は延期となった。	環境啓発施設運営会議及び、エコレポート連携会議より移行したネットワーク会議を開催し、市民が主体となった運営を継続する。また、施設の貸出の開始及び施設運営の補助や環境啓発プログラムなどを担うサポーターを募集することで、地域やまちに根ざした施設運営を進める。

施策 (4) 広域連携の検討							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	施設の長期的整備、突発的な故障などに対応するための、多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持	クリーンセンター係	多摩地域におけるごみ処理施設に緊急事態等により、施設の稼働に支障が生じた場合、多摩地域ごみ処理の広域支援により、適正処理を図る。	多摩地域ごみ処理広域支援体制を維持・継続していく。	体制の維持	多摩地域ごみ処理広域支援体制を維持している。	多摩地域ごみ処理広域支援体制を維持・継続していく。
②	施設の定期整備や緊急事態等に対応するため、近隣市とごみ処理の相互協力	クリーンセンター係	定期点検等により、ごみ処理に支障をきたさないように、相互協力により円滑なごみ処理を継続する。	ごみ処理相互支援を維持・継続していく。	実施	焼却施設の定期整備時にふじみ衛生組合と相互処理を600t(5月～6月、10月～11月)実施した。また不燃ごみの相互処理支援については、小金井市との円滑実施のため、0.6t(6月)実施した。	・ふじみ衛生組合との可燃ごみ処理の相互支援を維持・継続していく。 ・他の自治体・組合との不燃ごみ処理の相互支援を検討、実施する。
③	ごみ処理の相互協力、分別区分・資源化方法の統一、将来的なごみ処理の広域化についての近隣市との連携の可能性の検討	管理計画係/ごみ減量推進係/クリーンセンター係	近隣市との分別区分の統一などにより、ごみ処理の広域連携につなげ、一層の合理的で効率的なごみ処理を実現するとともに、将来的なごみ処理の広域化の可能性を追求する。	近隣市のごみ処理方法等の研究をしていく。	研究	近隣市のごみ処理方法及び分別区分等の研究を行った。	近隣市のごみ処理方法等の研究をしていく。
④	新処理施設稼働後のごみ処理施設のあり方の研究	クリーンセンター係	ごみ処理施設のあり方を研究し、よりよいごみ処理施設を目指していく。	将来のごみ処理の広域化検討と並行して、廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月閣議決定)の新たな重点項目である「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設」の推進を目指し、今後のクリーンセンター(ごみ処理施設)のあり方を研究していく。	実施	新処理施設を稼働し、全市民に開かれた施設として展開している。また、近隣公共施設への自立分散型のエネルギー供給拠点とし、環境に配慮した廃棄物エネルギーの地産地消利用を推進している。	「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設」(廃棄物処理施設整備計画)の推進を目指し、今後のクリーンセンターのあり方を研究していく。

施策 (5) その他の検討事項							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	資源の選別・圧縮梱包・保管について、効率的で環境負荷の少ない処理形態の調査・検討	クリーンセンター係/管理計画係	効率的で環境負荷の少ない処理形態の調査・検討により、コスト削減の可能性を探る。	近隣市のごみ処理方法及び分別区分等の研究・検討とあわせ、資源化の処理形態等今後の資源化のあり方の研究・検討を進める。	検討	広域連携に関連した近隣市のごみ処理方法及び分別区分等の研究とあわせ、資源化の処理形態等今後の資源化のあり方の研究を行った。	引き続き、近隣市のごみ処理方法及び分別区分等の研究・検討とあわせ、資源化の処理形態等今後の資源化のあり方の研究・検討を進めていく。

基本施策 6. 最終処分

施策 (1)埋立処分量ゼロの維持・最終処分場の有効利用							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	埋立処分量ゼロの維持	クリーンセンター係	埋立処分ゼロを継続し、最終処分場の延命を図る。	クリーンセンターの不燃・粗大ごみ処理施設において、資源有価物(鉄・アルミ)を適正に選別・焼却処理し、発生した焼却残さ(焼却灰)をエコセメント化施設への受入基準に準じた処理を行い、埋立処分量ゼロを継続する。	埋立処分量ゼロ	不燃・粗大ごみ処理後の選別残さを適正に焼却処理し、発生した焼却残さ(焼却灰)のエコセメント化施設への受入基準に準じた処理を適正に行い、本市の埋立処分量ゼロを継続実施した。	不燃・粗大ごみ処理後の選別残さ及び焼却残さの適正処理を行い、エコセメント化を継続し、本市の埋立処分量ゼロを継続していく。
②	エコセメント事業を含め、埋立処分量ゼロを念頭とした次期中間処理システムの検討	クリーンセンター係	最終処分場の有効利用を図るため、埋立処分量ゼロを継続可能な処理システムを採用する。	広域連携の検討・研究と並行して、今後の残さ物(焼却灰など)の処理形態、処理方式など埋立ゼロ継続を前提とした処理のあり方について、調査・検討を行う。	埋立処分量ゼロ	東京たま広域資源循環組合(運営計画検討委員会)における今後のエコセメント化施設の更新工事計画の推移を見ながら、本市の残さ物(焼却灰など)の埋立ゼロ継続を前提とした処理のあり方の研究を行った。	東京たま広域資源循環組合(運営計画検討委員会)における今後のエコセメント化施設の更新工事計画を注視しながら、本市の残さ物の埋立ゼロ継続を前提とした処理のあり方の研究を継続する。
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
③	「三多摩は一つなり交流事業」(最終処分場のある日の出町民と武蔵野市民の相互理解を図るための様々な交流事業)の実施	管理計画係	廃棄物を排出する側である多摩地域25市1町と、最終処分場を受け入れ廃棄物を搬入される側である日の出町民との相互の理解と信頼をより一層深めることによって、円滑な一般廃棄物広域処分事業を推進する。	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とする。	中止	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。	新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、魅力ある事業を企画し、日の出町民に武蔵野市に対する理解を深めていただけるよう努める。
施策 (2)エコセメント事業への支援							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	エコセメントの率先使用	管理計画係	エコセメントを率先的に使用することで、最終処分場の延命に寄与する。	工事において、多摩地域から排出されたごみの焼却残さを主原料として製造されたエコセメントを可能な限り使用するよう、庁内の関係各課へ働きかける。	実施	下水道課、道路課、緑のまち推進課等公共工事を発注する部署においては、工事の仕様書に特記事項としてエコセメントの使用を謳っている。引き続き庁内関係各課への働きかけを行った。	工事において、可能な限りエコセメントを使用するよう庁内の関係各課へ働きかける。

基本施策 7. 災害時の対応

施策 (1)災害時の体制整備							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	災害時廃棄物・がれき処理等のマニュアル整備	管理計画係/クリーンセンター係	震災等大規模災害発災時における廃棄物処理、及び大量に発生すると予想される災害がれき処理の手順等を決定し、迅速に対応できるようにする。	武蔵野市地域防災計画との整合を図りながら、災害時廃棄物・がれき処理等の初動対応等マニュアルを作成する。	実施	原案として作成されていた災害廃棄物処理初動マニュアルをもとに、項目や内容を整理・再編し、「災害廃棄物対策マニュアル」を作成した。	がれき処理の作業手順等を整理する。

基本施策 8. 適正な生活排水処理

施策 (1)適正な生活排水処理							
No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
①	未接続家庭に対する水洗化の働きかけ	管理計画係	公衆衛生の向上を目指し、水洗化を推進する。	未接続家庭は、持家1世帯である。機会をとらえて、直結放流するよう働きかけを実施する。	働きかけの実施	引き続き下水道へ直結するよう働きかけているが、諸事情により対応が難しい。	機会をとらえて直結するよう働きかける。
②	仮設トイレのし尿の収集・運搬・処理についての適正な体制の維持	管理計画係	公衆衛生の向上を目指し、適切な処理を行う。	工事・イベント現場の収集(市内)について、申請にもとづき適正に対応する(月・木/回収)。回収後はし尿処理場に直送する(1便槽10,000円)。	適正な処理	建設業者・工事現場の申請依頼により、収集運搬を適正に行った。(令和2年度371件、令和3年度387件)	引き続き建設業者・工事現場の申請依頼により、収集運搬を適正に行う。下水道直接放流の型で工事申請受付もありうるため、可能な限り誘導する。

No.	事業	所管	目的	令和3年度の計画及び取組状況			令和4年度の予定
				計画	結果	取組状況	
③	災害時し尿処理の検討	管理計画係	公衆衛生の向上を目指し、迅速な処理を行う。	災害時のし尿処理については、東京都と覚書を締結し、北多摩一号水再生センターが利用可能である。湖南衛生組合と合わせ2か所確保している。東京都下水道局とタイアップして模擬訓練を実施しており、災害時に対応ができるよう行っている。今年度は北多摩一号水再生センターで実施予定。	模擬訓練の実施	東京都下水道局とタイアップして、北多摩一号水再生センターにおいて災害時を想定した訓練を10月に実施した。	引き続き、訓練等を東京都と連携して行っていく。